

育児休業取得予定証明書

【申請者記入欄】

児童	施設名		
	児童名		
	児童 生年月日	年 月 日	年 月 日

【事業所記入欄】

育児休業取得者名	
勤務形態	該当する□に✓点を付けてください。 □正社員 □契約(派遣)社員 □パート □その他()
育児休業予定期間	年 月 日 から 年 月 日 延長【可・不可】 短縮【可・不可】
雇用契約期間 (期間の定めがある場合)	年 月 日 から 年 月 日 更新予定【有・無】
復帰予定日	年 月 日
<p>※当社は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づいた育児休業制度を有し、上記の事項について、事実と違いないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p>代表者名 印</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p> <p>記入者</p>	

- ※ 分娩予定日を基準に育児休業日の予定を記してください。
- ※ この証明書に親子手帳の写し(保護者名が記されたページと分娩予定日が記されたページ)を添付して提出してください。
- ※ 両親共に取得の場合は両親と共が必要です。(添付書類は1部)
- ※ 育児休業については裏面でご確認下さい。

育児休業とは(厚生労働省抜粋)

【育児休業とは】

1歳に満たない子どもを養育する男女労働者が、会社に申し出ることにより、子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業すること。

【育児休業を取得できる方の範囲】

1. 期間の定めのある労働契約で働く方は、申出時点において、以下の要件を満たすことが必要です
 - ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている
 - ②子どもの1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれている
 - ③子どもの2歳の誕生日の前々日までに労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでない
2. 以下の要件に該当される場合は育児休業を取得できません。
(対象外とする労使交渉がある場合にかぎる)
 - ①雇用された期間が1年未満
 - ②1年以内に雇用契約が満了する
 - ③週の所定労働日数が2日以下
3. 日々雇用されている方は育児休業を取得できません

育児休業制度利用に関すること

【条件】

- ・保育所等に入所していること。
- ・雇用先の育児休業制度(育児休業制度がない場合は利用できません。)を利用して休業すること。
- ・育児休業を利用した雇用先に必ず復帰すること(育児休業中に退職するとその月末に退所となります)。
- ・保育料に滞納がないこと。
- ・必要書類を期日までに提出されること。

【制限】

- ・支給認定は保育短時間になります。
育児休業開始日の翌月から保育短時間になります。(育児休業開始日が1日の場合は該当月から)
- ・延長保育・土曜保育・警報等の発令時・在籍園が指定した日は利用できません。
- ・保育料の滞納が発生した場合は、その月末で退所となります。

【継続利用期間】

- ・育児休業が終了する月の末日までで、育児休業に係る子どもが満1歳になる月の末日まで。